

(趣旨)

第1条 この規則は、人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第26条の規定に基づき、人と自然との共生ゾーン審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、30人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

(3) 農業関係団体の代表者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 市会議員

(6) 市職員

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

3 前項各号に掲げる委員のほか、市長は、特別の事項又は専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、当該事項を明示して臨時委員を委嘱し、又は任命することができる。

4 臨時委員は、当該事項が議題として審議されるときに限り会議に出席する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会に関する事務を処理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、審議会が全体で調査審議する必要がないと認める軽易な事項について調査審議するものとする。

3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(座長)

第7条 専門部会に座長を置く。

2 座長は、専門部会の委員の互選によって定める。

3 座長は、専門部会に関する事務を処理する。

4 専門部会が調査審議したときは、座長は、当該調査審議の内容を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、経済観光局において処理する。

(施行細目の委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。